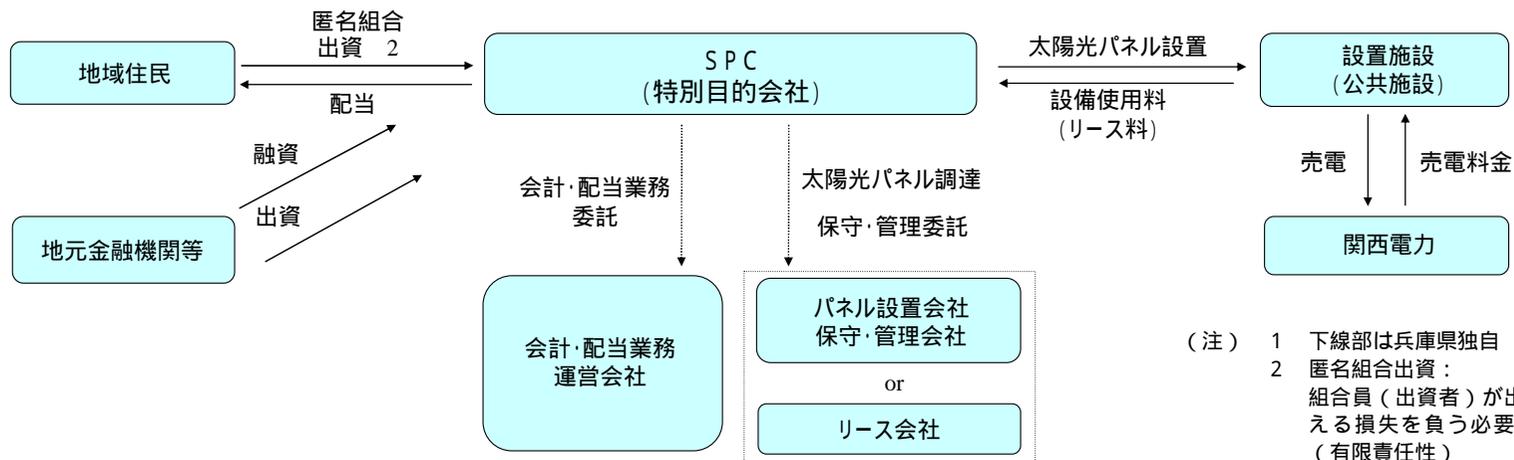


# 住民出資型太陽光発電スキーム案

## (1) スキーム案



(注) 1 下線部は兵庫県独自  
 2 匿名組合出資：  
 組合員（出資者）が出資した金額を超える損失を負う必要のない形の出資（有限責任性）

**【資金調達】**  
 全額を住民出資により調達  
 住民出資 + 地元金融機関からの融資等により資金調達

**【配当】**  
 全額を現金により配当  
一部を現金以外で配当  
 (例：淡路島特産品等)

**【太陽光パネル調達】**  
SPC が太陽光パネルを購入  
 又はリース  
設置施設が太陽光パネルをリース

**【設備使用料】**  
 設置施設が発電量に応じた料金を SPC に支払い(発電量に応じ変動)  
 設置施設がリース料を SPC に支払い(定額)

## (2) 用語解説

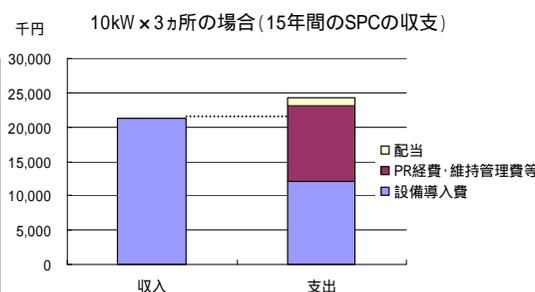
語句	解説
出資	対象となる団体に財産を提供すること、狭義には、株式、持分等の地位を取得する形で財産を提供すること、又は一定の団体についてはそれによって得られる株式又は持分類似の地位を指す。出資された資金を出資金、出資した者を出資者という。狭義の出資の見返りとして、株式、持分、出資などと呼ばれる一定の地位が与えられ、配当や残余財産の分配を受けるべき権利や議決権などが含まれる。
匿名組合出資	匿名組合とは、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資をなし、その営業より生じる利益の分配を受けることを約束する契約形態をいう。つまり、営業者が匿名組合員から集めた財産を運用して利益をあげ、これを分配するのが匿名組合契約である。日本においては商法第 535 条に規定されている。出資者は出資額以上の責任は負担しない、有限責任となる。

SPC(特別目的会社)	SPCは、(Special Purpose Company)の略で、不動産の賃貸、飛行機の賃貸、太陽光発電の実施など、特別の目的のみに設立・運用されている会社である。事業から得られる収益を担保とした資金調達(プロジェクトファイナンス)を行う手段として利用される。 SPCは会社形態をとる株式会社・合同会社・特定目的会社など法人格を有する団体によって構築される。
リース	リース会社が、企業などが選択した機械設備等を購入し、その企業に対してその物件を比較的長期にわたり賃貸する取引をいう。リース対象物件は中古・新品を問わないが、多くの場合新品物件をリース会社が借手企業の代わりに購入した後、貸し出す。物品の所有権はリース会社にあるが、企業は自社で購入した場合とほぼ同様にして物件を使用することができる為、日本を含め世界中で設備投資の手段として広く普及している。

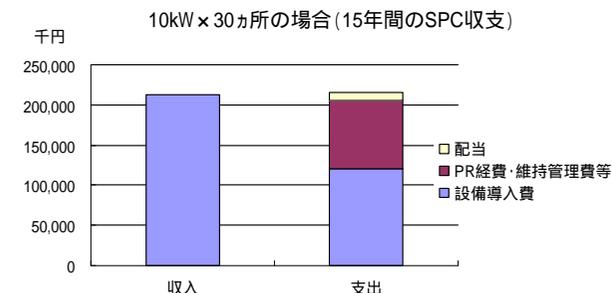
### (3) 収支試算

#### ・前提条件

項目		
設備総容量	30kW	300kW
設置箇所	10kW×3カ所	10kW×30カ所
太陽光パネル設置コスト	40万円/kW	
事業期間	15年	
配当利率	1.0%	
設備使用料	43円/kWh	



SPC収入 < SPC支出  
約0.21億円 約0.24億円



SPC収入 SPC支出  
約2.1億円 約2.1億円

PR経費・維持管理コストは、事業実施の際は精査する必要がある。

太陽光パネル設置コストは住宅用太陽光発電設備設置特別融資(個人向け)制度の申請書の中で最も低いケースと同等としたが設置場所により変動する。

設備使用料は のケースにおいて、収支が等しくなる金額とした。